

町田市景観計画に基づく「町田市屋外広告物ガイドライン」 策定における考え方

1. 策定の目的

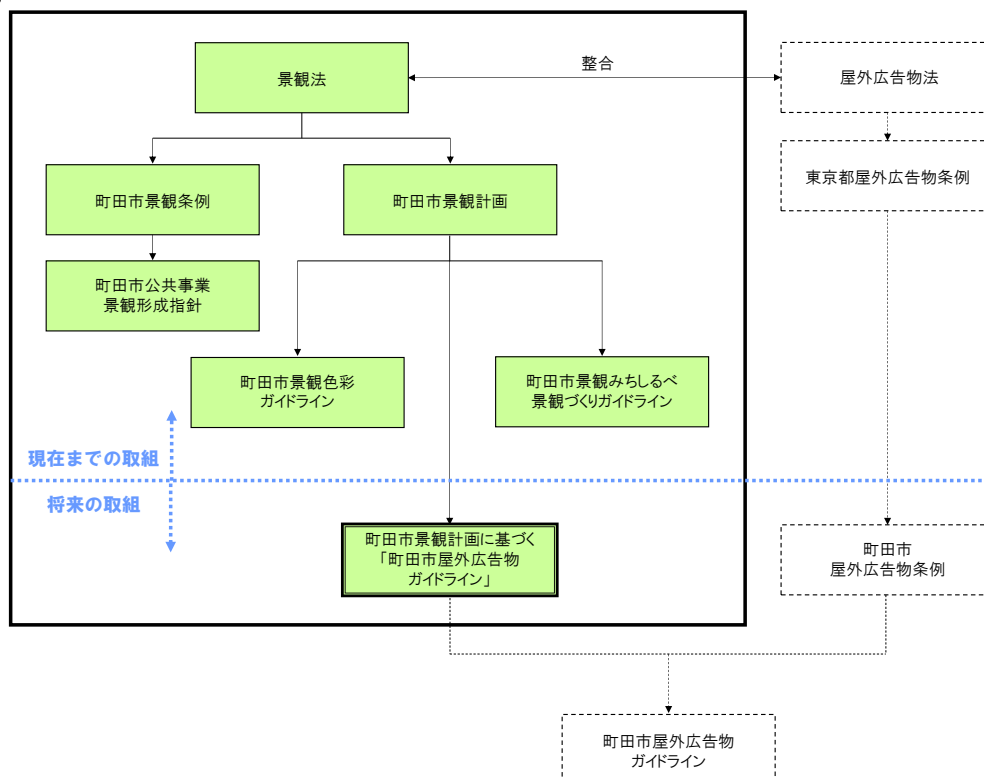
町田市景観計画の基本理念を実現するため、「町田市景観計画」に基づき「町田市屋外広告物ガイドライン」の策定を2017年度に予定しています。屋外広告物に関する地域ごとの具体的なルール等をガイドラインで示すことで、良好な景観づくりに貢献する屋外広告物の掲出を誘導していくことを目的とします。

町田市景観計画に基づくガイドラインとは、景観計画の内容を補完し、指導・誘導していくためのルール等を明確にしたものです。

2. ガイドラインの位置づけ

町田市景観計画に基づく「町田市屋外広告物ガイドライン」は、町田市景観計画・第5章「景観法に基づくその他の方針等」に記載されている「共通事項」「屋外広告物に関する方針」などに基づき策定するものです。

また、町田市にふさわしい良好な屋外広告物の景観形成を目指し、東京都屋外広告物条例と連携しながら屋外広告物と建築物等についての景観誘導を一体的に行っていきます。



・屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。（屋外広告物法第2条）